

石見国長野荘俣賀氏の本拠景観と生業・紛争

渡邊浩貴

The Mataga Clans of Nagano-no-sho in Iwami Province: The Landscape of their Bases, their Subsistence, and their Dispute

WATANABE Hiroki

はじめに

① 二系統の俣賀氏

② 両俣賀氏の本拠と「中道」分割ライン

③ 本拠景観と生業環境

④ 山野紛争と領主間の秩序変容

おわりに

【本文要旨】

山陰地方に広大な荘域を有する石見国長野荘では、山野河海それぞれの地形環境に応じた多様な在地領主本拠が形成されており、彼らの動向は文献史料・地域資料から追うことが可能である。しかし、三宅御土居跡をはじめとした益田荘と益田氏の研究蓄積に比べると、これまで本格的な検討がなされてこなかったフィールドであった。山陰地方の中世地域社会の具体像を明らかにする上で、長野荘の検討は必須であろう。

そこで本稿は、石見国長野荘豊田郷に本拠を定めた西遷御家人内田氏の庶流俣賀氏を事例に、文献調査・現地調査に基づきつつ、①系譜復元、②領主本拠の現地比定と本拠景観・生業環境の復元、③山野紛争をめぐる在地領主一族の結合形態とその秩序変容、の三点について検討を加えた。

その結果、①そもそも俣賀氏一族の系譜は、鎌倉期に上俣賀氏と下俣賀氏の二系統に分かれており、現地調査の結果、②前者では丘陵部尖端の舌状地に、後者では河川沿岸部の谷戸に領主居館を比定することができた。また後者の生業環境は、広範な山野用益権を有しつつ河川流通に関与するなど、庶流ながらも俣賀氏一族内では優越した存在だった。③鎌倉末期、惣領内田氏・両俣賀氏の間で三つ巴の山野紛争が断続的に勃発する。その背景には、狩倉内における、在地住人による焼畑や小村の成立とい

う生存圧力があり、新たに発生した権益をめぐって、領主間の山野紛争が表面化したのである。この三つ巴の山野紛争は、領主間で従来貫かれてきた山野用益の共同利用という原則を放棄することとなり、狩倉の分割領有という結果を招く。つまり、山林資源の共同利用を原則として掲げる在地領主間の結合形態や一族の秩序・規範に、大きな影響を及ぼすことになったのである。

かつて筆者は、在地領主本拠の分析視角として、「生活の場」という視座を導入し、実態社会（Ⅱ「中身」）と領主支配・社会制度（Ⅱ「外皮」）とが切り結ぶ過程の重要性を述べたことがある。本稿の事例は、まさに実態社会での、山間部における権益発生という住人の活動が、かかる山野用益権を共同利用とする領主間の結合形態や秩序・規範に影響を及ぼした事例と評価できる。また、在地領主間での山野紛争勃発のメカニズムを構造的に示す好個の素材ともいえよう。そうした「生活の場」での変化が、次の南北朝内乱という未曾有の全国内乱に、いかにして結びついていくのか。こうした課題を意識しつつ、本稿は、山陰地方の石見国長野荘における個別領主研究の成果を提示するものである。

【キーワード】 石見国長野荘、俣賀氏、景観復元、生業環境、山野紛争

はじめに

(1) 本館共同研究における位置づけ

本稿は、国立歴史民俗博物館共同研究「中世日本の地域社会における武家領支配の研究」(平成二八年度～平成三〇年度、研究代表・田中大喜)にて実施されている、石見国長野荘域での中世在地領主本拠に関する地域総合調査研究の成果の一部をまとめたものである⁽¹⁾。長野荘に関する詳細な現地調査報告は、本共同研究の終了後に刊行される報告書にて行うこととし、本稿はその前提として、荘域内の俣賀氏という在地領主を対象とした基礎研究を公表するものである⁽²⁾。本共同研究では、西遷御家人の本拠形成と地域諸勢力との具合的な関係構築過程を、文献史学・考古学・民俗学・地理学等の連携による地域総合調査を用いて、その実態に迫ることを目的とする⁽³⁾。

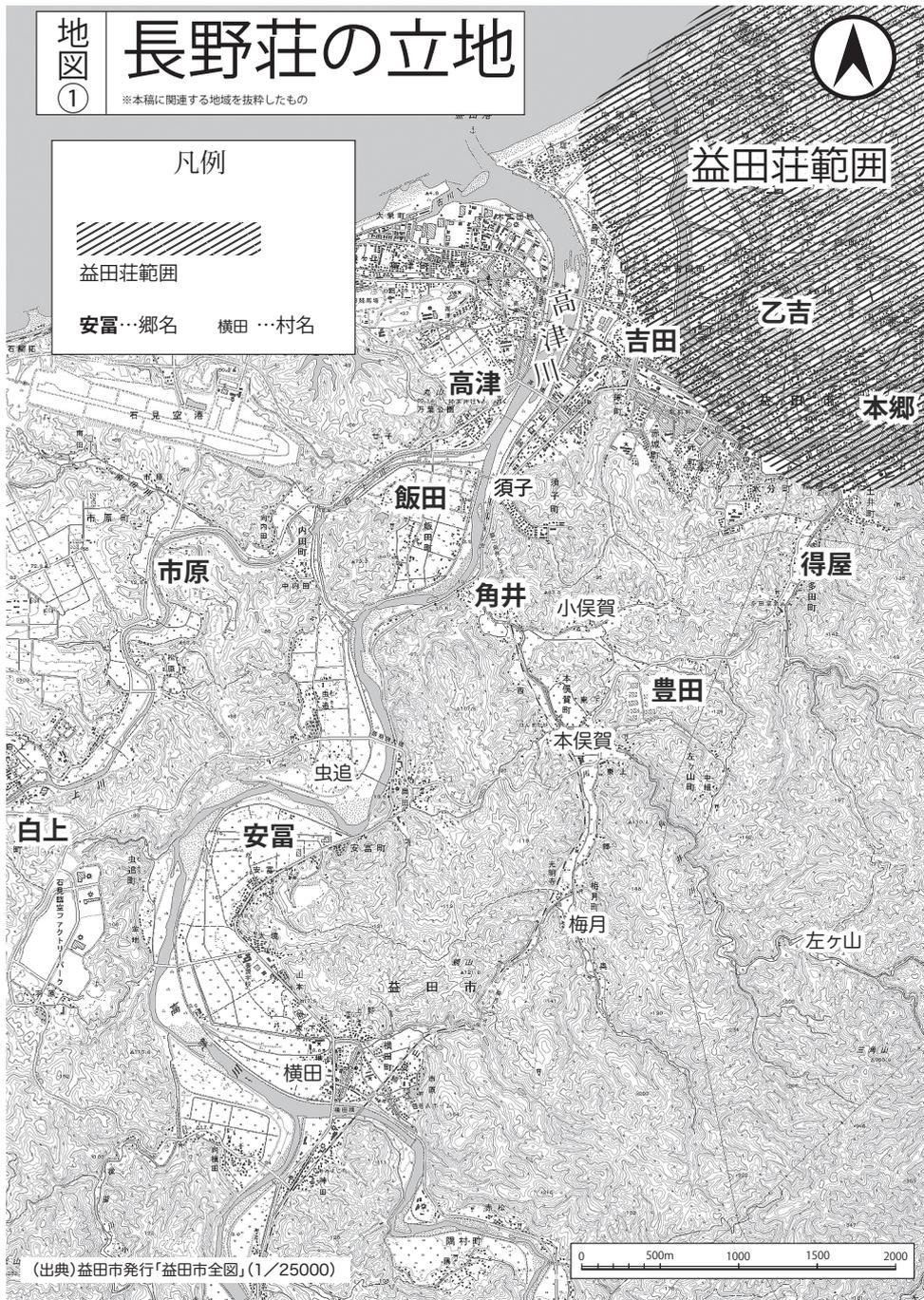
さて、従来の西遷御家人研究において、西遷御家人と西遷先の地域との関係は、寺社権門や国御家人など在地諸勢力との対立関係のなかで捉えられてきたが⁽⁴⁾、近年では地域社会における連携と競合の両側面から追求され、西遷先への入部過程が検証されるようになった⁽⁵⁾。だが、こうした取り組みは緒に就いたばかりであり、地域社会における領主間結合の具体像を提示するまでには至っていない。本共同研究が掲げる「領主支配と多元的ネットワークの具体相」の解明という研究課題は、かかる現状に鑑みて設定されたものであり、この課題に迫るためには、地域社会のなかで、あるいは越えて存在する在地領主の存在形態の実相と、彼らの多種多様なネットワークの検出、各ネットワークの位相関係、そしてその上に乗る形で実現される領主支配との関連を明らかにすることが求められよう。その前提に、前述した課題を見据えた個別領主研究の蓄積

が求められるのである。ゆえに本稿では、俣賀氏を対象とした個別領主研究(系譜や本拠景観の復原など)という性質を帯びてはいるが、単なる領主本拠の現地比定等を目的としている訳ではない。そこで、本論と関わる研究史や本稿での分析視角について、節をかえて述べていくこととする。

(2) 研究史的課題と本論の分析視角

本共同研究で扱った山陰地方の石見国長野荘は、日本海へとそそぐ高津川流域を荘域の中核として成立し、南は中国山地の山間部が広がる匹見口周辺の中山間地帯から、北は益田湊の河口部までも含む(地図①)「長野荘の立地」を参照)。荘内の地形は、中山間部・平野部・港湾部で構成され、さらに高津川周辺や河口部では、河岸段丘の形成や河口部の堆積など、多様な地形変動の歴史を辿っている。鎌倉・南北朝期の当該地域では、菖蒲氏(波多野氏)・内田氏・俣賀氏・安富氏・源姓虫追氏・高津氏など、国御家人・西遷御家人といった性格を異にする在地領主が領主本拠を形成し、山野河海それぞれの地形環境に適応した多様な生業が在地社会で営まれていた。

ところが、長野荘に関する先行研究を振り返ってみると、その研究蓄積は極めて乏しい。従来、長野荘は研究史上ほとんど注目されることがなく、管見の限り専論もほとんどない状況であった⁽⁶⁾。一方、隣接する石見国益田荘の益田氏の研究状況に目を移すと、益田氏家伝文書「益田家文書」や三宅御土居跡、中須東原遺跡・中須西原遺跡・沖手遺跡・中世今市遺跡など、豊富な文献史料や地域諸資料の存在を背景とする膨大な研究蓄積が存在する⁽⁷⁾。しかし、益田湊を中心とする港湾とその後背地の地域的特質を検討するに際し、益田荘域を貫流する益田川と、長野荘域を貫流する高津川という二大河川の合流地であるという点こそが重要なのである。港湾部は決して益田荘だけに属するものではなく、長野荘を



地図① 長野荘の立地

含めた二大荘園の港湾であるという点は、十分考慮すべきである。⁽⁸⁾

では、長野荘に地域資料が残されていないかという点、そういう訳ではない。長野荘域では益田市教育委員会による発掘作業に基づく遺跡・出土遺物の調査がすでに行われ、現地には棟札・石造物・近世絵図・地籍図等や、薄れつつも現代に継承される地域の記憶（聞き書き）など、地域資料が多く残されている。さらに長野荘の文献史料では、当該地の西遷御家人内田氏と庶子俣賀氏の家伝文書がまとまって「内田文書」「俣賀文書」として伝来し、国御家人源姓虫追氏・安富氏などの在地領主層の動向も文献史料から追うことができる。⁽¹⁰⁾これら在地領主層の実態はこれまでほとんど検討されておらず、文献史料・地域資料を用いた長野荘の中世景観を総合的かつ適及的に復原することで、明らかにしうるものであると考える。

そこで、如上の課題に取り組みにあたり、本稿では左の視座からアプローチしたい。

これまでの領主本拠やその立地環境に関する研究では、高度な技術力を背景とする灌漑用水の整備と低湿地開発の存在や、地域流通との密接な関わりが指摘されている。⁽¹¹⁾これらは在地社会あるいは地域社会における領主支配の卓越性を示す要素である。その一方で、領主本拠の存在形態、さらには在地領主の一族結合などの家構造は、実態社会の生業や地形といかなる関係にあったのであろうか。水田開発や流通という視点だけでなく、多様かつ複合的な生業（本稿では水資源・山林資源等の開発や流通などの生業・生活の総体を現す意味として「生業」という用語を使用する）や地形を踏まえて、立体的に領主本拠を捉える必要がある。その上で、かかる領主本拠を基盤とする在地領主の一族結合や家構造、領主支配といった課題との相関関係を探りたい。

かつて筆者は、在地領主の開発や本拠の性格を捉えるために、在地領主を含めた実態社会で生きる人々の生活空間を指す「生活の場」という

概念を設定し、在地領主支配や社会制度などのいわば「外皮」からではなく、その内部で実際に生きる人々の視点つまり「中身」から生活レベルの問題を捉え、その上で「外皮」との関係性を探る視点を示したことがある。⁽¹²⁾本稿では、「生活の場」という「中身」の視点から、「外皮」である一族結合・家構造・領主支配を見通した場合、両者がどのように切り結ぶのかという点をとくに重視したい。在地領主の本拠景観や生業・紛争等の観点から、あらためて領主間の結合形態や家構造、領主支配の様態を再評価できうかと考える。「生活の場」としての「中身」の検討（その実態と形成過程）は、そうした課題に迫るためにも必要な視座なのである。

③ 本論の研究目的

① ② を踏まえ、冒頭で述べたように、本稿では長野荘豊田郷を本拠とした西遷御家人内田氏の庶子俣賀氏を事例として取り上げる。俣賀氏は中山間地域に本拠を形成し、中山間部の生業に基づく山野紛争と、同氏の複雑な一族関係との相関関係を史料上認めることができる。俣賀氏については大山喬平による基礎的研究があるが、史料解釈の点で再考の余地を残し、また先述した視座に立つことで、大山とは異なる俣賀氏の評価が可能になると考える。とりわけ、俣賀氏や惣領家内田氏の間で勃発する鎌倉末期の山野紛争は、中山間地域の在地社会における生業と、それに立脚する在地領主の一族関係との関連をみる上で非常に興味深い。近年、鎌倉末期を含む十四世紀の山野紛争に関して、小林一岳は地域社会における秩序の崩壊と形成の過程として把握し、高木徳郎は荘園領主による資源保全という視点を導入して分析を行った。⁽¹³⁾このように鎌倉末期山野紛争をめぐる再検討が進むなかで、紛争に在地領主がどのように関わり、そしてどのような影響を受けたのか、という課題はほとんど検討されてこなかった。かつて藤木久志は、山野用益権におけ

る在地領主と村落の関係を棲み分けの共同の場と評価したが、山野紛争を通じて、在地領主の一族結合や在地領主と村落の関係はどのように変化するのであろうか。本稿にて検討する侯賀氏の山野紛争事例は、このような課題を検討する上で重要な意義を有すると考える。

侯賀氏の山野紛争事例は、同氏の本拠景観とそれを取りまく生業環境も含めて検討することで、より詳細に検討できよう。幸いにも侯賀氏には、家伝文書「侯賀文書」が散逸しつつも比較的まとまって伝来しており、同氏の動向を他の関連史料と、さらに地域資料・現地調査成果とを併せて詳細に追うことができると考える。本稿では、侯賀氏の本拠を「生活の場」として捉え直す視座に基づき、系譜復元・本拠の現地比定といった基礎的考察を加え、在地領主本拠の立脚基盤となる生業環境、そして山野紛争との相関関係を検証していくこととする。

①二系統の侯賀氏

侯賀氏とは、長野庄豊田郷横田村を本領とした惣領家内田氏の庶子家である。嘉禎二年（一二三六）十二月十五日「將軍家政所下文」⁽¹⁷⁾によると、惣領内田致茂の讓状にて、内田弥益丸（致義）へ「石見国豊田郷内侯賀・横田自中道下田畠在家地頭職」が分割相続されている。⁽¹⁸⁾被讓与者の弥益丸は侯賀氏の祖にあたる。

ところで内田氏・侯賀氏ともに系図が残されていないため、「内田文書」「侯賀文書」等の文献史料から系譜関係を復元する必要がある。そこで本稿では、鎌倉期における侯賀氏の系譜関係を復元するところから始めたい。弥益丸以降の侯賀一族関係を検討する上で、次の史料三点は欠かせない。長文であるため、ここでは抜粋部のみを示し、全文掲載と本文自体の検討は第四章で行う。

【史料1抜粋部】徳治二年（一二〇七）四月二日「六波羅下知状」⁽²⁰⁾（該

当個所のみ抜粋）

石見国長野庄豊田郷内侯賀・横田両村□□地頭内田兵衛三郎致直与当郷惣領地頭内田左衛門三郎朝員代教智相論山河畑事、

右、訴陳之趣子細雖多、所詮致直則当郷地頭職者、祖父内田刑部承致茂為承久勲功之賞拝領畢、而嘉禎二年六月分讓子息致員・致重・致義等之刻、於侯賀・横田両村者、所讓与致義^{致直父}也、（後略）

【史料2抜粋部】正和二年（一二三三）九月十六日「侯賀地頭空昭和与状」⁽²¹⁾（該当個所のみ抜粋）

和与

石見国長野庄豊田郷内侯賀地頭円戒^{今者死去}与当郷惣領空昭相論山河事、右、山河事、円戒依致訴訟番訴陳之処、被成下御下知於円戒刻、仰御使可打渡之旨被仰下之間、被入部御使之処、両方依申子細被注進申詞畢、仍重雖被仰下、相互以和与之儀、…（後略）

【史料3抜粋部】嘉曆二年（一二三二）正月二十九日「良祐・光阿和与状」⁽²²⁾（事書のみ抜粋）

和与

石見国豊田郷内侯賀上村地頭内田彦三郎致俊代良祐与同下村地頭内田兵衛五郎入道円戒後家光阿相論当村内助中尾山事、

【史料1抜粋部】「史料3抜粋部」は惣領内田氏と庶子侯賀氏等との間で勃発した鎌倉末期山野紛争に関する裁許状・和与状である。かつて大山喬平は、内田氏・侯賀氏の鎌倉末期における山野紛争を分析し、惣領内田氏と庶子侯賀氏の相論とした。だが、侯賀氏の系譜関係を明らかにしていくと、これらの紛争は惣領対庶子という対立軸では把握しきれない複雑な様相を呈している。順番に検討していこう。

【史料1 抜粹部】での紛争当事者は「石見国長野庄豊田郷内保賀・横田両村^(分)□地頭内田兵衛三郎致直」と「当郷惣領地頭内田左衛門三郎朝員代教智」である。後者は惣領家の内田朝員であるのは明らかだが、前者の「内田兵衛三郎致直」に關し、大山は【史料2 抜粹部】【史料3 抜粹部】の「円戒」と同一人物としている。しかし、【史料3 抜粹部】での円戒の仮名は「兵衛五郎」であるため、【史料1 抜粹部】の致直の仮名「兵衛三郎」と合わない。さらに相論の結果をみると、【史料1 抜粹部】では致直と惣領内田朝員が相論をして致直が勝訴している。しかし【史料2 抜粹部】では、円戒と惣領内田空昭（朝員）との間で相論が発生し裁許が下り和与が成立している。致直⇨円戒であるならば、すでに徳治二年の段階で勝訴した相論を、正和二年段階になって再び相論を起こし和与が成立していることになり不自然であろう。人名比定・相論内容ともに、致直⇨円戒とみることはできず、別人物ということになる。

致直と円戒が別人物であるとすると、両者はどのような系譜関係になるのか。その理解の手助けとなるのが【史料3 抜粹部】である。嘉暦二年に成立したこの和与状では「石見国豊田郷内保賀上村地頭内田彦三郎致俊代良祐」と「同下村地頭内田兵衛五郎入道円戒後家光阿」が相論当事者となっている。ここで保賀氏の本拠である保賀村が「上村」と「下村」に分かれています。つまり相論当事者は、両者ともに保賀氏一族なのである。紛争当事者の「円戒後家尼光阿」についてみると、「下村」を本拠とする保賀氏ということになる。この円戒系統の保賀氏の所領相伝関係を示すものとして【史料4】がある。

【史料4】 正和元年（一一三二）六月一日「円戒讓状」⁽²³⁾（傍線・二重傍線等筆者 以下同）

譲与

石見国長野庄豊田郷内横田下村一方并保賀村一方地頭職事、

孫藤原市熊丸所

右、件地頭職者、祖父内田刑部承致茂承久勲功之地也、依之、円戒重代相伝而知行無相違者也、然間、任故新三郎致康之素意、為市熊丸於嫡子、相副代々手継御下文已下証文等、限永代所讓与件地頭職也、不可有他妨、但祖母一期之後也、次所宛給女子孫等之田畠等事、讓状面々在別紙、次関東御公事者、随田地之面、任先例可勤仕之、兼又、於狩漁者、任前々讓状可寄合之、仍為後代龜鏡讓状如件、

正和元年壬子六月一日 沙弥円戒（花押）

【史料4】では、円戒が死去した子息致康の所領を、孫にあたる市熊丸に譲与している。ここで注目したいのは傍線部の譲与所領「横田下村」である。後述するように横田村については、「中道」をラインとして内田氏と分割していた（分割ラインについては後述）。実際、惣領内田氏側の讓状では、正和五年（一一三六）十一月二十六日「尼法蓮讓状案」で「豊田郷横田上村」が譲与されている⁽²⁴⁾。つまり、横田村は「中道」の分割ラインに従い、鎌倉末期には「横田上村」と「横田下村」に分かれていたのである。そして前者を惣領内田氏が知行し、後者を庶子家の保賀氏が知行し、さらにその保賀氏のなかでも保賀「下村」に拠点を置く円戒系統の一族が知行していたのである。

では、保賀「上村」に本拠を置く「内田彦三郎致俊」とはいかなる系譜関係に属する人物なのであろうか。実はこの上村の致俊こそ、【史料1 抜粹部】で登場した「致直」の系統に属し、致直の子息にあたる人物と考えられるのである。【史料1 抜粹部】にみえる系譜関係では、致直は保賀氏の祖である致義（弥益丸）の讓状を提出して「保賀・横田中道下田畠在家地頭職」を根拠に、惣領内田朝員の押妨行為を訴えている。致義の手継証文を致直が保有しているため、致直は嫡子として所領を譲与されたことになろう。となれば、【史料3 抜粹部】の「上村」は保賀氏のなかでも嫡流系統の本拠となろう。保賀氏の嫡流致直とその子息致

俊が、「上村」を本拠としていた蓋然性は極めて高いといえる。

以上の考察から庶子侯賀氏内部は、「上村」を本拠とする嫡流系統の致直―致俊と、「下村」を本拠とする庶流系統の円戒一族の二系統に大きく分かれていたと考えられよう。侯賀氏を二系統に大別する理解は、このように中世の文献史料から明らかであり、さらに、「上村」内の氏社本山八幡宮所蔵の近世後期棟札に、当該地へ侯賀氏嫡流（棟札では「内田梅千代丸」（系譜関係未詳）が西遷してきたことが記されていることからも補強できよう。⁽²⁵⁾

② 両侯賀氏の本拠と「中道」分割ライン

(1) 「上村」と「下村」

本章では、前章で指摘した侯賀氏の系譜関係が大きく二系統に分かれることを、現地調査に基づく領主本拠の景観復原からも明らかにしてみたい。侯賀氏が二系統に大別されることから、本稿では以後、「上村」を本拠とする嫡流系を「上侯賀氏」、「下村」を本拠とする庶流系を「下侯賀氏」と呼称する。

嘉禎二年（一二三六）十二月十五日「将軍家政所下文」⁽²⁶⁾（以下「政所下文」と略記）で弥益丸に譲与された「侯賀」（「侯賀村」とも）は現在の益田市本侯賀町・梅月町・左ヶ山町に相当する。この「侯賀村」集落の中心は現在の本侯賀町であり、日照時間の長い開けた谷戸である。左ヶ山町は本侯賀町よりも東側にあり山間部の集落で、梅月町は本侯賀町の南側であり、南北に細くのびる谷戸である。本侯賀町集落の行政区画として現在「東上組」「東下組」に分割されている。これは集落内を南北に縦断する近世の山陰街道で分かれており、この街道によって、集落の谷戸の上手は「東上組」、下手は「東下組」と分かれている。この集落区画は、

水利組合にも反映されており、「東上組」は谷戸の谷水を使用する「ドイノウチ水利組合」と、同じく谷水を使用する「東上組」の「ヤブタ水利組合」に分かれている。両者は水利組合に関して別組織であり、谷戸から灌漑する用水も異なり、別系統の水系に属す。また、本侯賀町の西側の山地とそれに付随する谷戸田は「西組水利組合」に属しており、これも谷水を利用した別系統の水利組合である。本侯賀町では大きく三つの水利組合が存在していたのである。

上侯賀氏・下侯賀氏の所領構成はそれぞれ異なる部分があるものの、嘉暦二年（一三二七）の和与状である【史料3 抜粋部】から、両者ともに当初は「侯賀村」に本拠を置いていたことは間違いなからう。中世の「中道」分割ラインは、侯賀村においてはひとまず「東上組」と「東下組」の境界となる近世山陰街道に一致すると考えられる。集落の区画だけでなく灌漑用水の水利秩序も別系統となっており、「東上組」＝「侯賀上村」で上侯賀氏の本拠、「東下組」＝「侯賀下村」で下侯賀氏の本拠、と比定することができる。

(2) 「中道」の現地比定と分割ライン

本節では、かつて大山が指摘した内田氏と侯賀氏の「中道」分割ラインについて再検証してみた。⁽²⁷⁾ まずは、「中道」の現地比定を試みる。「中道」とは益田市の三宅―多田―本侯賀―梅月―横田と南北に縦断する陸上交通路で、近世往還道とおおよそ一致する。迅速測図でもその往還道を確認でき、三宅・多田方面から金地までを通過している。近世絵図⁽²⁸⁾を適及的に確認していくと、金地方面ではなく、寺垣内といった津和野方面へ抜けていることが分かる。

すなわち、近世絵図でも確認できる「中道」のルートとは、北から順番にみていくと、益田市街から三宅御土居跡のある三宅から、中山間の多田町に入り、その後小侯賀の谷戸奥の山野を尾根でつたいつつ、本侯



地図② 中道の分割ラインと内田氏・両侯賀氏

賀町に入り、町内の「東上組」と「東下組」の集落を分けるように通過し、梅月谷の谷戸入り口前までたどり着く。梅月谷の谷戸入り口前を通過後、峠を越えて横田町に至る。横田町の中心市街で小字「上市」「中市」「下市」のメインストリートをなぞり、大高川の高津川を渡って対岸の寺垣内に到着する。その後は南下して吉賀川を沿うようにして津和野方面へと向かっていく。これより、惣領内田氏所領の横田村において、長野荘の物流の中核となる最大河川の高津川と、南北の陸上交通路「中道」が交差することが分かる。惣領家内田氏所領と地域流通との関わりの深さが景観からより鮮明となろう。

以上を踏まえて大山が示した分割ラインを再検証しよう。「政所下文」に記された弥益丸への譲与所領「石見国豊田郷内保賀・横田自中道下田畠在家地頭職」に関し、「中道」による分割が、「保賀・横田」の両方に掛かる可能性と、「横田」のみに掛かる可能性が想定できる。そこで、これまでの検討成果を振り返ってみると、①保賀氏は、鎌倉末期に嫡流系の上保賀氏と、庶流系の下保賀氏に分かれていた、②現地調査から、それぞれの本拠景観を見出すことができ、上村と下村で分かれていた、という二点を示した。大山は、保賀一族が二系統に大別されることに気づかなかつたために、「中道」で保賀村と横田村の両者を分割して理解したのだろう。しかし大山の分割ラインに従うと、下保賀氏の拠点「下村」がまるまる消え、すべて惣領内田氏所領内に含まれてしまうのである。下保賀氏の一族が存在することを考慮するならば、分割ラインは横田村のみにかかるのが正しい。実際に史料上で「横田上村」「横田上郷」を内田氏が相伝し、「横田下村」を保賀氏が相伝しているのである。

保賀氏の所領は、まず嘉禎二年段階で、保賀村全域と、横田村の中道下手（のちの「横田下村」）を領有することになった。そして致義以後に、致直と円戒に対して、保賀上村と保賀下村が分割相続される。さらに上保賀氏・下保賀氏ともに横田村に関して一分地頭職を有することか

ら、横田下村も分割相続されていたのである。

本章では、現地調査に基づいて個々の本拠景観を詳細にみていく。

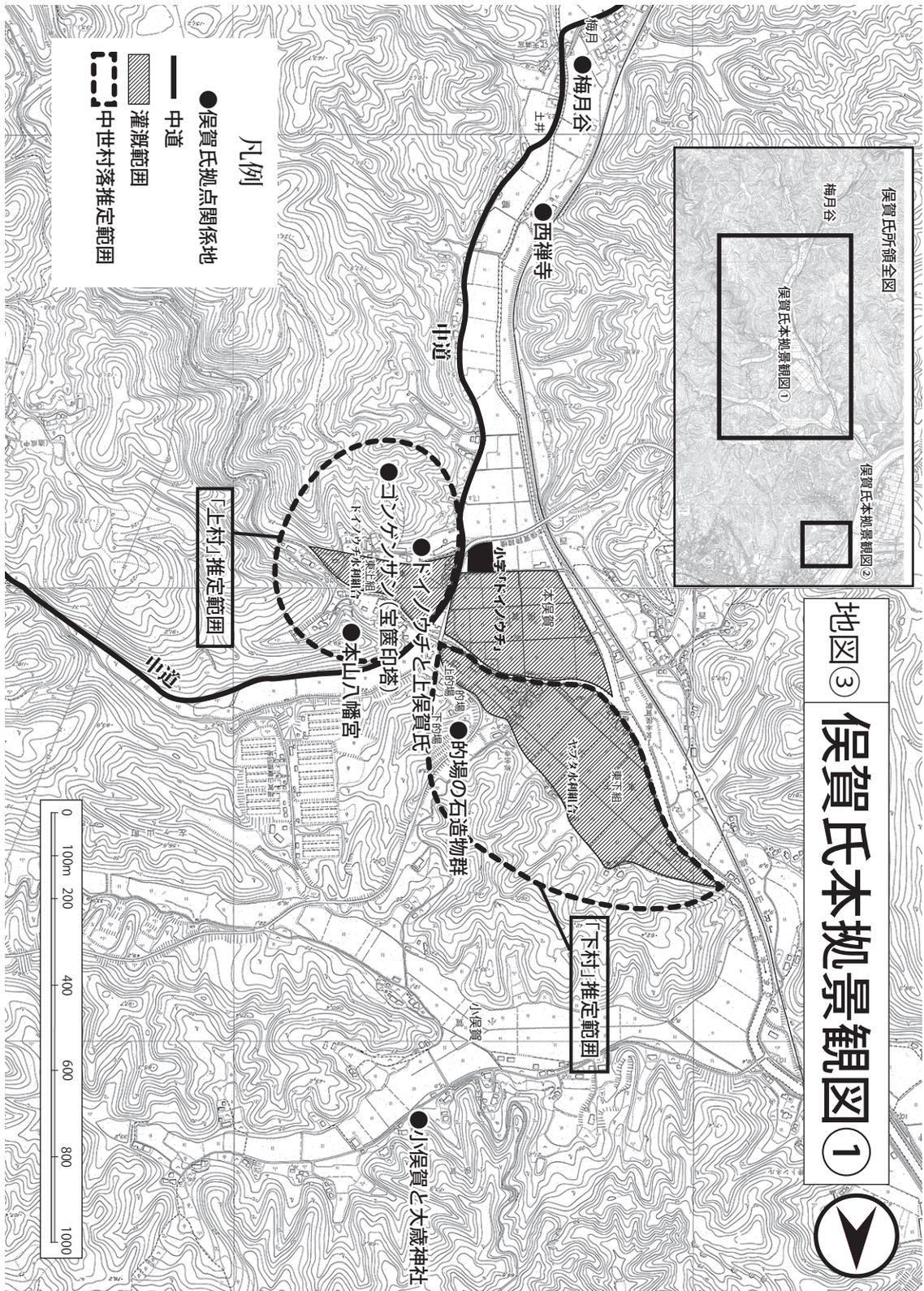
③本拠景観と生業環境

（Ⅰ）上保賀氏の本拠景観

上保賀氏の本拠は「東上組」集落内にあったと考えられる。以下、地図③「保賀氏本拠景観図①」を参照しつつ検討を加える。

本保賀町の「東上組」内には現在本山八幡宮がある。先述した同社所蔵の近世後期棟札によると、延応元年（二二三九）に「内田梅千代丸」が相模国鶴岡八幡宮を勧請し社殿を建立したとの由緒が伝わる。「内田梅千代丸」は史料上確認できない人物だが、保賀氏の祖として当社で位置づけられている。保賀氏の祖、内田弥益丸が保賀を譲与されたのが「政所下文」に基づくことを考慮すると、棟札記載の梅千代丸は、保賀氏嫡流弥益丸の事跡を踏まえて記された、同一人物ないしは、弥益丸に極めて親しい一族関係者の可能性がある。棟札の記述内容をあながち荒唐無稽な伝承と決めつけることもできないだろう。本山八幡宮は保賀氏の氏社として建立されたと考えられよう。現在の本山八幡宮は、本保賀町の中心市街の谷北側斜面にあるが、もともとは対面する谷南側斜面の旧梅月小学校跡地にあった。

明治期地籍図によると、旧梅月小学校跡地の丘陵部崖下の水田内に小字「ドイノウチ」の地名を確認できる。一般的にこの地名は、「土居ノ内」や「土井ノ内」といった漢字を当てることができ、領主拠点を示す歴史的な地名である。また、先述したように本保賀町の水利組合は「ドイノウチ」と呼ばれており、市街中心部の谷戸田一帯を谷水で灌漑する。地籍図での小字「ドイノウチ」は水田地名に限定されているが、水利組合



の名称を勘案すると、谷一帯を指す地名としても現地では認識されていることになる。

旧梅月小学校跡地の丘陵部舌状地は、俣賀氏の氏社と考えられる本山八幡宮の旧跡地であるため、地形的にも領主居館が立地するに最適である。また当該地の裏手の丘陵部を約五〇メートルほど登ると、宝篋印塔一基を確認することができる。中世後期のものであり、領主クラスの供養塔と考えられる。上俣賀氏の領主本拠は、谷戸入り口の舌状地にかつて存在し、丘陵部を含めた「東上組」一帯を領主空間としていたのである。そのため小字「ドイノウチ」とは、当地の領主拠点としての性格に由来する地名の名残として水田内に存在し、本来的には上俣賀氏の本拠を指すものであったと考えて問題ないだろう。

(2) 下俣賀氏の本拠景観

下俣賀氏の本拠「下村」は「東下組」集落を指すと考えられる。下俣賀氏は円戒以降、俣賀下村・横田下村、そして梅月（俣賀下村内に含まれていたか）を相伝所領とする。「東下組」内の小字「上の場」「下的場」付近では、丘陵部に集落墓地がある。当地には中世後期の宝篋印塔の残欠が多数確認でき、領主クラスの墓地を想定できよう。現地の伝承では上俣賀氏の「ゴンゲンサン」（丘陵部の宝篋印塔のことを現地ではそのように呼称する）から当地に向けて弓矢が放たれていたという⁽³¹⁾。「的場」地名にひきかけて、弓箭関連の伝承が残されたと思われるが、こうした弓箭関連の伝承はそれ自体が在地領主の存在と密接に関わる可能性もある⁽³²⁾。勿論、「的場」地名や伝承だけでは論拠として弱い。しかし、当該地も丘陵部舌状地にあたり領主居館の場所として好条件な立地環境で、ちょうど上俣賀氏の本拠と向き合う。「東下組」内にあることから、下俣賀氏の拠点的性格を有していた地であったと推察されるのだが、確定作業は今後の課題である。

さて、下俣賀氏の拠点として最も重要であると考えられるのは、「須子村内田屋敷」である。次の史料をみてみよう。

【史料5】 暦応三年（一二三四）三月二十九日「石見守護上野頼兼安堵状」⁽³³⁾

石見国俣賀村内田屋敷事、於御方致軍忠之上者、任弘安五年八月十日文書等之旨、令知行之、弥可抽忠勤之状如件、

暦応三年三月廿九日 左馬助（花押）

内田掃部左衛門尉殿⁽³⁴⁾

【史料5】では、「石見国須子村内田屋敷」における下俣賀氏の領有権が承認されている。須子村は高津川流域の村落であり、高津川を挟んだ向かい側が高津郷という立地環境である。かつて村鎮守として須子八幡宮が建立され、現在は新興住宅街のある谷の入り口付近にあたる。もともとは現在地よりもさらに東側の谷戸入り口付近にあった。

史料の摺消し部分について、各史料集では未詳とするが、原本調査により摺消し部分は、残画から「俣賀」と判読できる⁽³⁵⁾。「須子」の文字は異筆であるため、受給者の下俣賀氏が改作した可能性がある。そうならば【史料5】は弘安五年（一二二二）八月十日の文書（現存せず）に従って、守護上野頼兼によって下俣賀氏に対して「俣賀村内田屋敷」が安堵されたと解釈できる。この場合、「内田屋敷」はもともとの下俣賀氏の本拠を指すと理解するのがひとまず妥当であろう。しかし、「須子」と追筆されているように、受給者の下俣賀氏にとってこの【史料5】「守護上野頼兼安堵状」を、「俣賀村内田屋敷」ではなく、「須子村内田屋敷」の安堵状として主張しなければならない事情があったのである。

これに関連するのが、康永三年（一二三四）二月二十五日「石見守護上野頼兼書下写」⁽³⁶⁾である。日光阿跡の「須古村内名田島」が覚融庵主（詳細未詳）なる人物に押領されていると、下俣賀氏の熊若丸が訴え出たことにより、下地の打渡と、覚融庵主側へ引き渡された手継証文等が熊若

丸へ戻されることが決定されている。⁽³⁷⁾【史料5】の追筆は、須子村をめぐる康永年間の相論と関連する可能性が濃厚であろう。須子村には、すでに円戒後家の光阿が知行していたのである。そうすると、鎌倉末期、南北朝内乱初期段階の下俣賀氏は、俣賀村内の本拠に加え、須子村にも拠点を有していたことになる。

では、この「須子村内田屋敷」とはどのような拠点なのであろうか。須子村の中心地にあたる丘陵部段丘上には、小字「古土井」と、段丘崖下の耕地一帯に「屋加田」の領主拠点に関する地名を拾うことができる。後背丘陵部には中世後期の宝篋印塔の残欠が多数確認でき、さらに「清水」や「湧水」の水源に関わる地名も拾え、かつ近隣には旧須子八幡宮があった。そのため、「古土井」周辺こそ、下俣賀氏が領有した「内田屋敷」に比定できる。中山間部を本拠としていた下俣賀氏は、高津川の河川流通・用益を志向していたと考えられ、「内田屋敷」はその拠点であったと考えられるのである。

なお、最近実施された益田市教育委員会の試掘作業によると、小字「屋加田」内から平安末から中世（一二世紀―一五世紀後半）段階の遺構が新たに発見され、遺構・遺物から中世領主居館遺構と推定されている。⁽³⁸⁾詳細な検討は今後の調査の進展に委ねたいが、中世領主居館であることから、下俣賀氏の「内田屋敷」の可能性が高いと思われる。文献と現地調査、そして考古の研究成果によって領主居館が現地比定された事例であり、研究史上極めて重要である。居館の性格や時期変遷など、詳細な検討がなされることを期待したい。⁽³⁹⁾

(3) 本拠をとりまく生業環境―聞き書きと併せて―

中山間地域であるため、当該地域の生業は用水灌漑による水田開発よりも、山野用益、高津川での河川用益、また先述した陸上交通・河川交通による流通経済の比重が高くなる。以下、聞き書きに拠りつつ各生業

種別ごとにみていくこととする。ただし、現地調査で得られる聞き書きの内容は大正期、昭和初期頃のもので、遡れたとしても明治後期の内容である。そのため得られた聞き書き内容は、ダイレクトに中世段階の様子を示すものではない。しかし中世文書の断片に垣間見える生業の部分をより豊かに理解するための重要な手助けとなる情報でもある。民俗調査で行われる聞き取り調査を駆使しつつ、中山間地域での生業環境を明らかにしていく。

● 水資源開発の様相

上俣賀氏の「上村」と、下俣賀氏の「下村」では、現在「ドイノウチ水利組合」と「ヤブタ水利組合」の二つに分かれ、利用する用水も別水系の谷水を利用して灌漑している。これらの水利組合では谷戸田の湧水から取水しており、水量が豊富であるために溜池灌漑ではない。ちなみに梅月地区でも高津川の伏流水が豊富であるため、基本的に湧水に依拠した灌漑である。現在確認できる耕地景観は明治期以降の造成により劇的に変化しているが、水利灌漑についていうならば、本俣賀・梅月といった両俣賀氏の中有山間部の拠点は基本的に湧水開発であったと考えて問題ないだろう。しかし、湧水開発に依拠するからこそ、多くの耕地を灌漑することはできず、当該期の生業は水田開発よりも山間部や河川での生業と流通経済に大きく依拠していたと考えられる。

● 山林資源開発の様相

本俣賀・梅月・左ヶ山の各集落では戦前から戦後にかけて焼畑や炭焼き、養蚕が各家で行われ、数軒の家が集まったの紙漉きも行っていたという。例えば益田市街に比較的近い本俣賀町の小俣賀では各家で炭窯も所有し、焼いた炭を益田市街で売っていた。また梅月では多くの家が山持ちで、三椶や楮が焼畑で作られ、紙漉きをし、炭や紙は益田で売ったという。山深い左ヶ山では山林資源を利用して炭や材木が生産され、焼畑が広く行われていた。こうした地域の聞き書きで得られた生産物は、

米・雑穀・蔬菜・製紙原料・材木・炭・繭であり、自家用消費以外は加工場や消費地の市街へ出されて収入となっていた。耕地造成によって現在では安定した耕地景観が広がっているが、かつて湧水開発が主であったことを勘案すると決して水田開発が中心となるような地域ではなく、山野での生業を中心としながらの水田開発であったと考えるべきであろう。

● 流通経済

侯賀氏の系譜関係、所領相伝関係、本拠景観を検討した結果、同氏はもともと中山間部内の小規模な谷戸を本拠に定めていた。「上村」の上侯賀氏・「下村」の下侯賀氏の本拠は、ともに「中道」を挟んで隣接し、陸上交通路の「中道」を自身の本拠に隣接する形で備えていたことになる。しかし、別稿で検討する内容ではあるが、惣領内田氏の本拠は豊田郷横田村であり、そこには長野荘における流通経済の大動脈・高津川の河川交通と、陸上交通路の「中道」が直交する町場「横田市」があり、戦国期には「横田市」「市屋敷」の地名がみえるため、中世段階ですでに町場があったことは確実である。惣領家の本拠・横田村（横田上村）と比較すると、庶子上侯賀・下侯賀両氏の本拠の侯賀自体はやはり流通経済上相対的に劣っていたとみるべきであろう。それゆえ侯賀氏の所領が、上侯賀氏・下侯賀氏ともに横田下村（本来は横田村内の「中道」下手側）にもあったことを勘案すると、両侯賀氏に關与せざるを得なかったものと考えられ、横田市での経済活動を基盤とする内田氏と両侯賀氏の共生関係があったと推察される。それと同時に、内田氏・両侯賀氏内部で町場をめぐる競合関係も発生させていたと考えられる⁽⁴⁾。

横田村内の町場だけでなく、侯賀氏は高津川流域への橋頭堡の構築を求めている。それが下侯賀氏の「須子村内田屋敷」と考えられる。鎌倉末期～南北朝内乱期にかけて地域流通の大動脈・高津川流域への拠点形成こそ、下侯賀氏が志向したものであったと考えられるのである。

鎌倉中期より、横田村の分割相続を通じて横田市における惣領・庶子等の「共生」競合」関係が発生ないし成立していた。やがて鎌倉末期の頃には、下侯賀氏は高津川の河川流通への関与を増すべく、須子村を拠点として有するようになったのである。

④ 山野紛争と領主間の秩序変容

(1) 山野紛争の経過

従来、大山によって検討された内田氏・侯賀氏の鎌倉末期山野紛争は、これまで本稿で明らかにしてきた両侯賀氏の系譜関係や、本拠景観と生業環境を踏まえて再検討すると、より複雑かつ構造的な、在地領主の山野紛争と在地社会との関係性が窺えるものと考ええる。再び第一章で示した【史料1 抜粹部】～【史料3 抜粹部】を全文掲載し、検討を試みることにする。最初は惣領内田氏と庶子上侯賀氏との間で勃発した山野紛争である。

【史料1】 徳治二年（一三〇七）四月二日「六波羅下知状」

石見国長野庄豊田郷内侯賀・横田両村□□地頭内田兵衛三郎致直与
当郷惣領地頭内田左衛門三郎朝員代教智相論山河畑事、

右、訴陳之趣子細雖多、所詮致直則当郷地頭職者、祖父内田刑部丞致茂為承久勲功之賞拝領畢、而嘉禎二年六月分讓子息致員・致重・致義等之刻、於侯賀・横田兩村者、所讓与致義致直也、於狩者無我山人山寄合可狩、河同事之由、載讓状奥書之間、捧一烈之讓、同年十二月十五日各給安堵御下文、領内之山河等面々知行無相違之処、生仏朝員并朝員等、自去弘安九年押領当村内山河畑之条、無其謂之由訴之、教智亦如致義所得之讓状者、侯賀・横田自中道下田畠在家地頭職之由、

令書載之上者、為惣領分之条分明也、且與書事全^非。致茂之素意、預置彼讓状等於後家^{致員}之処、相語執筆筑前房、令書人之間、入筆之咎難遁之旨陳之者、於讓状者無異論歟、但與書者為後家之計令入筆之旨、教智雖申之、朝員所帶之讓状等、同加與書畢、仍入筆事無指証抛之上、就件讓状、嘉禎二年給安堵御下文、經年序之上、不及沙汰、而山河事不載致直所帶讓状之間、為惣領分之旨、教智令申之条、聊雖似有子細、^③於狩者、無我山人山可狩、河同事之旨、載與書之間、致直知行分有山河之条勿論也、然者於自中道下之山河者、停止朝員濫妨、致直可令領知也、^④次致直沙汰未断之最中、致直田狼藉之由、教智雖申之、致直論申之上、無実証之間、非沙汰限之状、下知如件、

徳治二年四月二日

越後守平朝臣(花押)

遠江守平朝臣(花押)

【史料1】傍線部①によると、最初の相論は「生仏(朝員亡父)并朝員等、自去弘安九年押領当村内山河畑之条、無其謂之由訴之」とあり、惣領内田氏側が弘安九年(一二八六)から上俣賀氏の俣賀村・横田村内における「山河畑」を押領したことに起因する。惣領側は、傍線部②にあるように、致義が得た讓状はあくまでも「俣賀・横田自中道下田畠在家地頭職」であって、「山河畑」など讓状に記載されていないのだから、「山河畑」は惣領分であることは明白であると主張する。これをうけて六波羅法廷では、傍線部③で示すように、とくに讓状與書記載の「於狩者、無我山人山可狩、河同事之旨」の有無が問われ、最終的には與書が「入筆」ではないと判断され、上俣賀氏側の証拠として認められた。

相論では山・河での共同利益権が承認されることとなり、山・河に関する惣領側の押妨行為は排除され、上俣賀氏側の知行権が認められた。ここで登場する「畑」とは黒田日出男の指摘に従うと焼畑を指す用語となる。^④事実、裁許状では係争地への押領行為を傍線部④にて「荊田狼藉」

とし、焼畑農耕であり、ヒエ・アワといった焼畑での雑穀栽培のなかに陸稻栽培があったことが分かる。⁽⁴³⁾ただし、六波羅の裁許では焼畑農耕への狼藉行為は確認できず退けられている。

【史料1】で注目したい点は、一族内での知行権は別にすれども、共同利益権とする二重傍線部の「無我山人山可狩」という原則は遵守されつつ、山野において焼畑農耕が展開していることを如実に語っていることである。実際に讓状與書の規定では、山と河での狩獵・狩漁行為の原則であって、焼畑自体を規定するものではない。そうした規定にない焼畑農耕が領主間結合にどのような影響を及ぼすのであろうか。

次の【史料2】は下俣賀氏と惣領内田氏との間で成立した和与状である。

【史料2】正和二年(一二三三)九月十六日「俣賀地頭空昭和与状」和与

石見国長野庄豊田郷内俣賀地頭^{今者}円戒^{死去}与当郷惣領空昭和論山河事、右、山河事、円戒依致訴訟番訴陳之処、被成下御下知於円戒刻、仰御使可打渡之旨被仰下之間、被入部御使之処、両方依申子細被注進申詞畢、仍重雖被仰下、相互以和与之儀、避渡介中尾^{東限石瀬戸、南限高迫、西田平^{東限里、南限大道、西限道相多尾、安富本堂道、北限角井堺小中倉}・俣賀面限比多尾并横田下小山^{東限里、北限里、南限大歳迫道河一野}、就中、於御下知雖多子細、以和談之儀、狩倉三カ所立界打渡之上者、向後不可致違乱、次狩川事、可寄合、若相互背彼和与状、成違乱致非抛沙汰者、可被申行罪科者也、仍和与状如件、}

正和二年九月十六日

沙弥空昭(花押)

【史料2】でも「山河」が係争地となり相論が勃発し、当事者間で和与が成立している。その結果、傍線部にみられるように、狩倉三箇所(介中尾)「西田平」「俣賀面限比多尾并横田下小山」が下俣賀氏に引き渡

されている。さて、これまで山野・河川用益は共同であることが原則として掲げられ、【史料1】の裁許状でも遵守されていた。しかしこの【史料2】では、その共同用益権も分割されたことが知られる。共同用益権の原則は波線部「次狩川事、可寄合」とあり、河川の狩漁は今後も守られていく。しかし山野用益権は、知行権の分割と同じく分割されていくことになったのである。

さらに【史料3】の上侯賀氏と下侯賀氏との間の相論をみてみると、焼畑農耕の進展が在地社会にどのような影響を及ぼしたのかを垣間見ることが出来る。

【史料3】嘉暦二年（一三二七）正月二十九日「良祐・光阿和与状」和与

石見国豊田郷内侯賀上村地頭内田彦三郎致俊代良祐与同下村地頭内田兵衛五郎入道円戒後家光阿相論当村内助中尾山事、

右、助中尾山中之北多尾乃平、南西乃平、田嶋在家山野光阿押妨之由、良祐就訴申、所番三問二答訴陳也、而以和与儀、当論所内土呂乃多尾下、多加波知乃下、小多尾乃横、横尔土呂乃多尾下、落合乃西、西乃五郎三郎上、多尾乃江、多尾乃同家、乃許乃江、家乃許、梅春谷乃江、此堺乃下、中乃北多尾乃南西乃平、俊士大夫屋敷乃下、乃尾崎乃分、此内山野之地者、致俊可知行之、但此内之田者、式乃分之、致俊・光阿各半分可知行也、同彼内当在家等者

式分、致俊・光阿各可知行、此外者自今以後、雖有在家出来、光阿不可有違乱、次四郎太郎屋敷廻開發者、本在家上者、光阿方付也、背此状相互致異儀者、可被申行罪科者也、仍和与状如件、

嘉暦貳年正月廿九日 藤原致俊代良祐（花押）

尼 光阿（花押）

【史料3】の和与状は、下侯賀氏に引き渡された狩倉山「助中尾山」での、上侯賀氏・下侯賀氏の知行権を分割したものである。ここでは上侯賀氏

側に山野の知行権が、そして耕地については上侯賀氏・下侯賀氏が二分して分割知行することが定められる。そして注目すべきは、「在家」が生じた場合でも、下侯賀氏側はそれに対して押妨行為をしてはならず、「四郎太郎屋敷廻開發」は、「四郎太郎屋敷」が「本在家」であるため下侯賀氏側に付された。本在家の開發した耕地に関しては下侯賀氏は賦課ができるが、新たに在家が生じた場合は、上侯賀氏側に賦課権があるとする。「当在家」と「本在家」という記載の分け方は、前者が近年生じた在家で、後者が本来あった在家となろう。つまり当該地の中山間部では、在家が生じるような在地住人による山間部開發が進んでいたと考えられる。

（2）「無我山人山」可狩の秩序と一族結合

鎌倉末期における惣領家内田氏と庶子両侯賀氏間の山野紛争から、次の重要な二点を指摘できよう。

まず一つ目に、在地領主間の山野紛争要因として登場する、焼畑農耕をめぐる在地社会の動向である。【史料1】～【史料3】でみた在地社会における焼畑農耕の展開という開発行為より、関連史料から次の点を指摘しよう。

【史料1】より、焼畑農耕が行われ、それが「刈田狼藉」と表現されたように、在地領主の狩倉の領域で陸稲栽培が行われ、その結果生じた新たな権益をめぐる、領主間の山野紛争を惹起させたものと考えられる。さらに元徳三年（一三三一）の惣領側の讓状には、「石見国長野庄内豊田郷惣領分中豊田已下村々小侯賀田并貞松名地頭職」が讓与されている。⁽⁴⁾小侯賀とは現在本侯賀町の北側にあるY字状に二つの谷戸で構成される場所で、この讓状が小侯賀の史料上の初見である。惣領側の讓状では、侯賀村内の所領は確認できず、この史料が初見である。【史料1】～【史料3】では、鎌倉末期、惣領内田氏・上侯賀氏・下侯賀氏の三者

の間で山野紛争が断続的に勃発し、鎌倉中期に取り決められた山野・河川の共同利益の原則が、山野において徐々に崩壊していった様子が読み取れる。この「小俣賀田」の惣領家による獲得は、一連の山野紛争の帰結を表しているのではないだろうか。現在の小俣賀は集落として存在しており、北側の谷戸内に村鎮守の大歳神社がある。聞き取り調査によると、もともと二つの谷戸に挟まれる丘陵部に立地していたという。史料上の初見は【史料2】で、下俣賀氏に対して認められた狩倉の四至の南限地名として「大歳迫」が登場する。鎌倉末期にはすでに当地に大歳神が祀られ、それに由来する谷地名が付けられているのだろう。「大歳迫」から「小俣賀田」への変化は、中世の山間部開発を示すものといえよう。【史料3】で生じていた狩倉内の「当在家」「新在家」の別という事実と併せ、これまで本稿で検討した山野での在地住人による開発行為は、狩倉の山間に定住し、集落を形成する動きを段階的に追えるという点で重要である。⁽⁴⁵⁾ 鎌倉末期は気候変動による寒冷化で、山林資源の需要が高まり、山野紛争が頻発していたことが指摘されている。⁽⁴⁶⁾ 俣賀氏の鎌倉末期山野紛争の事例も、かかる背景が想定され、在地の人々が山に入り、そこで在家→集落へという開発行為の結果が、それに立脚する在地領主間の土地所有という問題に極めて大きな影響を与えているのである。

俣賀氏の山野紛争は、系譜復元より、惣領内田氏と両俣賀氏による三つ巴の山野紛争であった。そして紛争の背景に、鎌倉末期当該地域における焼畑農耕の進展、新しい在家の発生、集落の形成が在地社会で実際に進展していたのである。山野紛争は鎌倉末期から全国的かつ集中的に発生する。とりわけ在地領主間や一族間の場合の大部分は、具体的な紛争要因や在地社会の状況との関わりについて、残存史料から確認することができない。そうしたなかで、俣賀氏の山野紛争は、【史料1】～【史料3】の断片をつなぎ合わせ、さらに景観復原と聞き書きを併せて総合的に分析するなかで、その背景にある在地社会の動向を窺い知ることが

できるのである。

二つ目には、山野をめぐる用益権と土地所有に関わる領有権の関係を指摘できる。

当該事例の山野紛争では、一族内における分割相続により、山野を含めた土地所有権が惣領内田氏と両俣賀氏の三氏間で分割されていた。だが、鎌倉初期段階の譲状奥書規定をみると、狩倉を通じた山野領有権と用益権については共同知行・管理であったことが分かる。つまり在地領主一族間における山野の相続では、山野領有権と山野用益権が截然と区別されていたのである。こうした山野に関する在地領主一族の領有権・用益権について、石井良助は惣領権のもとに惣領・庶子等による人会Ⅱ共同利益が成り立っていたことを指摘した。⁽⁴⁷⁾ これまで在地領主一族と山野領有・用益の関係は、かかる共同知行の形態として認識され、その形態の動態的な把握や領有権と用益権の区別やその相関関係など、十分な言及がなされてこなかった。また、山野用益をめぐる在地領主と村落との間において、棲み分けの共同場であったとする藤木久志の指摘がある。⁽⁴⁸⁾

本稿で取り上げた俣賀氏の山野紛争をみると、現実の問題として、山野用益の共同利用が、領有権の分割と同様に、分割されていく要因としては、土地所有の問題と密接不可分であると推察される。つまり、山野用益での狩猟行為や、立木の伐採、落草の採集という問題ではなく、在地住人による焼畑農耕が、在地領主の土地所有秩序そのものに動揺を与えたと考えられる。在地領主の狩倉とは、本来的に領主の排他的管理下に置かれ、在地住人の立ち入りは許容されていない領域とされる一方で、鎌倉末期に狩倉内で畑の地目がみえることが指摘されている。⁽⁴⁹⁾

俣賀氏は鎌倉末期になると、惣領内田氏・上俣賀氏・下俣賀氏の間で三つ巴の山野紛争が断続的に勃発したことになる。その背景には在地社会の住人による焼畑と小村の成立という生存圧力があったのである。そ

の結果、三つ巴の山野紛争は、これまで貫かれてきた共同知行の原則を放棄し、狩倉の分割領有という結果を招いた。中山間部に本拠を形成した上侯賀氏・下侯賀氏にとって山野用益権の確保は、町場での優位性を保持する惣領家内田氏に比して、より切迫した問題だったのである。とりわけ下侯賀氏は鎌倉末期の山野紛争の結果、多くの狩倉を獲得するとともに、河川用益・流通に関与する拠点「須子村内田屋敷」を有するようになっていた。鎌倉末期以降、下侯賀氏は、上侯賀氏に比べて優位性を確保していたといえよう。本拠をとりまく生業環境・山野紛争との連関をみた上で、領主間に多くの格差が生じていたことも理解される。

その一方、狩倉の事情とは異なり、狩川の河川用益権は一族間で共同用益として存続している。中山間部をフィールドとして展開する、在地領主本拠間の格差や用益権・領有権の変化は、次の南北朝内乱という約六十年にも及ぶ社会不安に臨む各在地領主たちに、いったいどのような影響を及ぼすのだろうか。この点は別稿にて検討することとしたい。

おわりに

本稿では、石見国長野荘豊田郷に本拠を定めた侯賀氏を事例に、①系譜復元、②領主本拠の現地比定と本拠景観・生業環境の復元、③山野紛争をめぐる在地領主一族の結合形態とその秩序変容、の三点について検討を加えてきた。その結果、①そもそも侯賀氏一族の系譜は、鎌倉期に上侯賀氏と下侯賀氏の二系統に分かれており、現地調査の結果、②前者では丘陵部尖端の舌状地に、後者では河川沿岸部の谷戸に領主居館を比定することができた。また後者の生業環境は、広範な山野用益権を有しつつ河川流通に関与するなど、庶流ながらも侯賀氏一族内では優れた存在だった。③鎌倉末期、惣領内田氏・両侯賀氏の間で三つ巴の山野紛争が断続的に勃発する。その背景には、狩倉内における、在地住人によ

る焼畑や小村の成立という生存圧力があり、新たに発生した権益をめぐって、領主間の山野紛争が表面化したのである。この三つ巴の山野紛争は、領主間で従来貫かれてきた山野用益の共同利用という原則を放棄することとなり、狩倉の分割領有という結果を招く。つまり山林資源の共同利用を原則として掲げる在地領主間の結合形態や一族の秩序・規範に大きな影響を及ぼすことになったのである。

かつて筆者は、在地領主本拠の分析視角として、「生活の場」という視座を導入し、実態社会（Ⅱ「中身」）と領主支配・社会制度（Ⅱ「外皮」）とが切り結ぶ過程の重要性を述べたことがある。⁵⁰ 本稿の事例は、まさに実態社会での山間部での権益発生という住人の活動が、かかる山野用益権を共同利用とする領主間の結合形態や秩序・規範に影響を及ぼした事例と評価できる。また、在地領主間での山野紛争勃発のメカニズムを構造的に示す好個の素材ともいえよう。

本稿の分析は、石見国長野荘侯賀氏という個別領主を題材としたため、ややもすれば非常にミクロな地域景観の復元作業にみえるかもしれない。しかし、本稿の冒頭で指摘するように、山陰地方に広大な荘域を有する石見国長野荘には多種多様な在地領主が本拠を形成し、その動向を文献史料・地域資料から追うことができるにも関わらず、これまで本格的な検討がなされてこなかった。本共同研究における地域総合調査研究の到達目標とは、長野荘を含む益田湊地域の景観復元を試みることであり、その作業の中核は各在地領主本拠の景観復元である。ミクロな個別領主本拠の景観復元という基礎作業を積み重ねていくことで、はじめ長野荘域にとどまらないマクロな地域社会の景観復元と、領主の「生活の場」を通じて、はじめて豊かな地域社会像を明らかにすることにつながるものと確信する。本稿は、そうした領主本拠個々での基礎作業の蓄積こそ、地域社会と在地領主の関連を捉える上で今後必要となってくるものと考え、⁵¹ その階梯を踏まわがため執筆した。石見国長野荘域にお

ける今後のさらなる個別領主研究の蓄積を期し、ひとまず擱筆すること
としたい。

註

- (1) 本共同研究の概要については、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館年報』一二(二〇一五年度)・一三(二〇一六年度)を参照。
- (2) 共同研究では石見国高津川・益田川下流域社会を基軸事例に取り上げたが、まずは益田氏に次いでまとまった中世文書が現存しているにも関わらず、先行研究の蓄積がほとんどなかった侯賀氏に焦点を当てて、調査研究を開始した。調査研究では、家伝文書の「侯賀文書」だけでなく、明治期の地籍図や現地での聞き取り調査も行ったが、筆者は平成二八年度からリサーチアシスタントとしてこれに従事するとともに、これらの多様な資料を活用して侯賀氏の領主支配の事態の究明を進めた。その結果、侯賀氏の領主支配の実態について新たな知見を蓄積できたため、共同研究の成果を速報的に公表するべく、筆者の問題関心に即してその成果をまとめることを代表の田中大喜氏から勧められ、本稿を執筆した次第である。本稿には国立歴史民俗博物館共同研究での成果に加え、それに先行する筆者個人での現地調査の成果も含まれている(本稿末「付記」にある平成二七・二八年度「慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラム」の研究課題)。本稿執筆にあたり、その責任はすべて筆者が負うものである。なお、本共同研究における現地調査成果の公開は、『中世益田現地調査成果概報 Vol.1』にて速報的に逐次成果還元を行い、本共同研究終了後には調査成果報告書が刊行されることとなっている。平成二九年九月には『中世益田現地調査成果概報 Vol.1』が刊行されている。
- (3) 八〇年代後半から九〇年代の現地調査は、それまでの調査者各人の問題関心に基づく限定的な調査から、地域の歴史・記憶を丸ごと記録しようとする悉皆調査(あるいは「荘園地域総合調査」とも)へと方針転換した劃期であった(悉皆調査の基本方針については則竹雄一「紀伊国荒川荘」(石井進編『中世のムラ』東京大学出版会、一九九五年)にて述べられ、一連の現地調査の歩みについては、高木徳郎「荘園地域調査の目的と方法」(同『日本中世地域環境史の研究』校倉書房、二〇〇八年)を参照)。近年は圃場整備実施地域における景観復原方法が模索され、その方法論の確立が求められている(圃場整備実施地域の調査実践・方法については、貴田潔編著『筑後国水田荘故地調査報告書(地誌編・史料編補遺)』(花書院、二〇一五年)、拙稿「圃場整備後の現地調査の可能性―貴田潔編著『筑後国水田荘故地調査報告書(地誌編・史料編補遺)』によせて―」(年報三田中世史研究)二三、二〇一五年)を参照)。ただし、これまでの現地調査では地域諸資料の「悉皆」調査を目指しながらも、やはり文献中心の記録作業になり、考古学や地理学との連携は不十分であったといわざるを得ない。本館で実施された中世現地調査をみてみると、例えば備後国太田荘(共同研究「中世荘園遺構の調査ならびに記録保存法」備後国太田荘)〔国立歴史民俗博物館研究報告二八号、一九九〇年〕や紀伊国隅田荘(共同研究「近畿地方村落の史的調査」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕六九号、一九九六年)の現地調査でも同様の課題を指摘できる。本館共同研究の最も大きな特色とは、文献史学に限らず、考古学・民俗学等の研究者が共通のフィールドで調査研究を行い、各分野の異なる研究方法によるアプローチとその研究成果の相互補完・融合を通じた新しい地域研究の創造なのではないだろうか。本共同研究は長野荘域、さらには益田荘域を含めたフィールドをケーススタディとし、かかる目的意識に基づき実践されている。
- (4) 開発に関する研究に、開発領主「谷戸田開発、西遷地頭」低湿地開発というシエーマを提起した石井進の研究(同『日本の歴史十二 中世武士団』(小学館、一九七四年)、「地頭の開発」(同『鎌倉武士の実像』平凡社、一九八七年)や、石井の指摘を深化させた海洋一朗の一連の研究成果があり(「武家の習」と在地領主制―方法としての西遷・北遷御家人研究)〔民衆史研究〕三〇、一九八六年)、「鎌倉時代における東国農民の西遷開拓入植―西遷武士所領における下人の性格―」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)、「中世在地社会における秩序と暴力」〔歴史学研究〕五九九、一九八九年)、「東国・九州の郷と村」〔日本村落史講座 第二巻 景観Ⅰ(原始・古代・中世)〕雄山閣出版、一九九〇年)、これらの見解が現時点で通説的位置を占めている。
- (5) 湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察―地域と交流の視点から―」(同『中世東国の地域社会史』岩田書院、二〇〇五年)、清水亮「鎌倉期地頭領主の成立と荘園制」(同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、二〇〇七年)、蔵持重裕「和知荘における下地中分と地頭片山氏」(藤木久志・小林一岳編『山間荘園の地頭と村落―丹波国和知荘を歩く』岩田書院、二〇〇七年)など。
- (6) これまで石見国長野荘に言及した専論として『講座日本荘園史9 中国地方の荘園』(吉川弘文館、一九九九年)の「長野荘」(井上寛司担当執筆分)しかなかったが、近年は史料集の刊行や新出史料の発見と翻刻により、その研究環境は充実しつつある。最近では、長野荘の伝領関係を明らかにした西田友広「中世前期の石見国と益田氏」(鳥根県古代文化センター編『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』鳥根県教育委員会、二〇一八年)がある。また長野荘内の在地領主に関する研究としては、内田氏・侯賀氏を取り上げた大山喬平「遠州御家人内田氏の史的考察」(『高田大屋敷遺跡 第8次発掘調査報告書』菊川町教育委員会、一九九三年)、「荘園制」(『岩波講座 日本通史』第七巻、岩波書店、一九九三年)、

「中世の在地社会を考える」(同「日本中世のムラと神々」岩波書店、二〇二二年)があり、「侯賀文書」に関しては、上島有「ある文書の流転の旅」(『古文書研究』五五、二〇〇二年)がある。

(7) 石見国益田荘と益田氏に関する研究は多岐にわたるため、差し当たり近年の研究動向を概観することの出来る、中世都市研究会編『日本海交易と都市』(山川出版社、二〇一六年)を指摘するにとどめたい。また、鳥根県立石見美術館では近年の研究成果を踏まえ、二〇一七年秋季に企画展「石見の戦国武将―戦乱と交易の中世―」が開催された。

(8) 益田氏や益田湊を扱った個別研究・共同研究はこれまでいくつか存在する。だが、本共同研究の重要な点は、これまで検討の俎上にながらなかつた長野荘を扱い、その基礎的事項の分析を経て、あらためて益田荘域との比較を行い、益田湊と後背地域の社会構造を明らかにすることにある。本共同研究は、始めて高津川流域を素材として選び、先述した課題に基づき、自覚的に取り組む地域研究として重要である。

(9) 長野荘域には現時点まで、①河成遺跡、②中小路遺跡、③羽場遺跡、④大畑遺跡、⑤家下遺跡、⑥丸山遺跡、⑦屋加田遺跡、がある。これら遺跡での遺物調査成果概要については前掲註(2)の概報を参照。

(10) 内田氏・侯賀氏の関係史料については、これまで鈴木國弘編『日本大学総合学術センター 侯賀文書』(日本大学文学部史学研究室内鈴木研究室、一九八六年)が史料集として刊行されていたが、近年、新出史料も含めた『中世益田・益田氏関係史料集』(益田市歴史文化研究センター、二〇一六年)が刊行された。本稿も同史料集の恩恵にあずかるところ大である。

(11) 小山靖憲「東国における領主制と村落」(同「中世村落と荘園制」東京大学出版会、一九八七年(初出一九六六年))や石井前掲註(4)書、海津前掲註(4)論文など。

(12) 高橋修「中世武士団と地域社会」(清文堂、二〇〇〇年)、田中大喜「中世武士団構造の研究」(校倉書房、二〇一二年)など。

(13) 拙稿「崖線の在地領主―武蔵国立川氏の水資源開発と地域景観」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇九号、二〇一八年)を参照。筆者が提示する「生活の場」という概念は、生活レベルのミクロな視点から「支配」「制度」といったマクロな課題を見通す視座である。たしかに、生活レベルの復原研究の成果は、中世文献史学のとくに民衆史や生業論のなかで蓄積されてきた。だが、従来の研究では、畠作・稲作などの耕地の問題、山野河海での生業などが、やや個別的に検討が進められてきた。また「都市的な場」や「町場」など地域の流通経済との関連も、こうした多様な生業のなかに十分位置づけられていない。筆者が「生活の場」概念で意図するものは、ある地域での人間の生産・生活の諸相の総体を、可能な限りまるごと把握することである。そのためには水資源・山林資源や、

地域社会のなかでの流通経済の別なく、生きるための糧となる要素すべてを検討の俎上に載せる必要がある。またそうした場合は、自然の地形環境に大きく規定され、環境に適応するなかで様々な生業、さらに信仰世界が在地で生み出され、また受容されていく。かかる視座は、中世文献史学では十分に自覚し養われてこなかったものである。

その上で、筆者は「生活の場」を基軸としながら、そのなかに在地領主という存在を落とし込み、「支配」や「制度」との相関関係を探ることを次に企図する。在地領主研究は、従来において、領主の「支配」や「制度」の究明に研究が偏り、近年では、地域社会という広いステージのなかで捉えられるようになった。在地領主を「生活の場」のなかから再度捉え直すことで、これまでの研究で見えてこなかった、在地領主の一族結合の背後にある要因や「家」構造の形成・変容過程、さらには地域的ネットワークにおける結合形態の位相などの、重要な研究課題と切り結ぶことが可能になると考える。以上の課題を自覚し、これまで筆者は拙稿「在地領主における嫡子単独相続の形成過程」と二つの所領相伝関係―備後国地毗荘山内首藤氏を事例に―(『鎌倉遺文研究』三四、二〇一四年)、拙稿「北武蔵の武士本拠と湧水開発」(『シンポジウム「武蔵武士とその本拠」資料集』埼玉県立嵐山史跡の博物館、二〇一八年)にて事例の蓄積を行ってきた。本稿も人間の生産・生活の諸相を総体的に把握していく試みの一つの事例研究である。全面展開については別稿を準備している。

(14) 大山前掲註(6)論文を参照。以下、とくに断らない限り、侯賀氏に関する大山の見解はすべてこれらの論文に拠る。

(15) 小林一岳「十四世紀の地域社会―阿波国麻殖(種野)山をめぐる―」(藤木久志・蔵持重裕編「荘園と村を歩くⅡ」校倉書房、二〇〇四年)、「山野紛争と十四世紀地域社会」(蔵持重裕編「中世の紛争と地域社会」岩田書院、二〇〇九年)、「日本中世における紛争と秩序形成に関する研究」(科学研究費補助金研究成果報告書、二〇一〇年)など。

(16) 高木徳郎「日本中世地域環境史の研究」(校倉書房、二〇〇八年)。

(17) 藤木久志「村の境界」(『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年)。

(18) 本共同研究では「侯賀文書」原本を共同調査した。その成果については同誌掲載の田中大喜「侯賀文書」の史料学的基礎考察」を参照。

(19) 「中世益田氏関係史料集」一二号(益田市歴史文化センター、二〇一五年)。以下「中世益田」と略記し、史料集の文書番号を付す。

(20) 『中世益田』四三三号。

(21) 『中世益田』五三三号。

(22) 『中世益田』六五五号。

(23) 『中世益田』五一号。

- (24) 「中世益田」五八号。
- (25) 前掲註(2) 概報を参照。
- (26) 前掲註(19) 史料。
- (27) 大山前掲註(6) 論文を参照。
- (28) 原本調査により、「元和年間石見国絵図」(浜田市教育委員会所蔵)や「正保石見国絵図」(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)、「元禄石見国絵図」(浜田市教育委員会所蔵)など複数の近世国絵図で確認することができた。石見国絵図の概要については「島根の国絵図」(島根大学附属図書館、二〇二二年)に詳しい。
- (29) 前掲註(2) 概報を参照。以下、本章での聞き書きはすべてこれに拠る。
- (30) 明治二十二年作成の地籍図。広島大学中央図書館所蔵。以下本文にて使用する明治期地籍図はすべてこれに拠る。
- (31) 二〇一六年五月三日〜一日の本俣賀町における聞き取り調査による。
- (32) 例えば、紀伊国鞆淵荘では、鞆淵氏が矢を射ていたことの伝承が残され、在地住人が恐れを抱いていたというニュアンスで現地にて語り継がれている(紀ノ川流域研究会・早稲田大学院海老澤衷ゼミ編『紀伊国鞆淵荘地域総合調査本編』一九九九年)。本稿でみた弓箭に関する伝承は、村落神事との関連や、「的場」地名によせた後付の部分も多分に存在するだろう。だが、現地の伝承を読み解く際、領主の存在と関わる可能性もあることは、かかる伝承や地名を理解する上で重要である。伝承・地名のみをもって領主本拠の現地比定を行うことは慎むべきだが、集落の形成過程や水利系統・地形環境などとあわせて確定できるものと考え、当該地での確定作業は今後の課題である。
- (33) 『中世益田』一三二号。
- (34) 宛所「内田掃部左衛門尉」について。惣領の下俣賀致義(市熊丸)に舎兄河嶋孫四郎清政(七九)がおり、建武四年(一一三七)正月十一日「石見守護上野頼兼書下」で「親父俣賀三郎致義跡」が熊若丸に安堵されている。建武四年までに俣賀三郎致義は死去していたことだろう。熊若丸はまだ幼名のままで戦争への従軍は代官致義が行い、暦応三年(一一四〇)では「親父俣賀掃部左衛門尉・同舎弟孫四郎」が討死している(一三四号)。(七九号)では内田又三郎致義(市熊丸)と舎兄河嶋孫四郎がいる。掃部左衛門尉致義(一一六号)と又三郎が同一人物であるならば、河嶋孫四郎清政との系譜関係に齟齬をきたす。別人と考えると三者の関係性は、掃部左衛門尉致義・河嶋清政・又三郎致義、となる。当該期では上部権力発給文書が大半を占めるものの、その断片から推測すると、熊若丸の美父又三郎致義が建武四年までに死去したため、内乱期の一族を主導したのは致義に近い人物、つまり兄弟であった春若丸であろう。春若丸は「掃部左衛門尉致義」として各地の戦闘に従軍し、熊若丸はその養子となったと考えられまいだろうか。だが、その致義も舎弟清政とともに戦死したため、熊若丸が本領安堵を受けることになる。
- (35) 二〇一六年一月に実施した共同研究による日本大学図書館所蔵分館所蔵「俣賀文書」の原本閲覧成果に基づく。原本調査成果の総括については、田中前掲註(18) 論文を参照。
- (36) 『中世益田』一四七号。
- (37) 『中世益田』一四八号。
- (38) 中司健一氏(益田市歴史文化研究センター)のご教示による。「屋加田遺跡」の概要は、前掲註(2) 概報を参照。
- (39) 『史料5』の「俣賀村内田屋敷」と追筆されて修正された「須子村内田屋敷」の関係性について。須子の「屋加田遺跡」の発見により、俣賀氏本拠が高津川沿岸部にいつから進出していたのかを知る手がかりを得られたといえよう。もともと有する山間部の「俣賀村内田屋敷」から次第に「須子村内田屋敷」を獲得し進出したのか、あるいは最初から両拠点を有していたのか、などの想定はできようが、今後の調査研究の成果を見守りたい。
- (40) 天正十九(一五九二)年正月十一日「石見美濃郡益田元祥領打渡検地目録」(益田家文書二一三四九)。
- (41) 地域の拠点的な町場をめぐる在地領主の共生・競合関係については、田中大喜『中世武士団構造の研究』(校倉書房、二〇一二年)の指摘がある。当該地域でも町場「横田市」をめぐる共生・競合関係がみられる。
- (42) 黒田日出男「中世の「島」と「畑」」(『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八七年)。
- (43) 焼畑については、『季刊東北学』特集「焼畑と火の思想」(第十一号、二〇〇七年)、佐藤洋一郎監修・原田信男・鞍田崇編『焼畑の環境学—いま焼畑とは』(思文閣出版、二〇一一年)などを参照。
- (44) 「空昭讓状写」(『中世益田』七四号)。
- (45) ただし『史料1』の「畑」が、原野の開墾時に火を使用したことを示すのか、あるいは焼畑による連作が狩倉で展開していたのかは、これらの史料だけでは判断としない。本稿では、狩倉で田地・在家・集落の権益が発生したにとどめ、なお日本中世史において、焼畑に関する言及は、黒田前掲註(42) 書を除き極めて少ない。中世生業環境や山野紛争における焼畑の位置づけは、今後の検討課題としたい。
- (46) 小林前掲註(15) 論文。
- (47) 石井良助「中世に於ける入会の形態」(『法学協会五十周年記念論文集』第一部、有斐閣、一九三三年)。
- (48) 藤木前掲註(17) 書。
- (49) 松井輝昭「狩倉についての一試論」(『広島県史研究』三、一九七八年)。

(50) 拙稿前掲註(13)論文を参照。

(51) 地域社会論の登場により、在地領主研究はこれまでの単位所領における領主支配伸長の分析から、地域社会という広いステージのなかで把握されるようになった。その一方、在地領主と本拠の関係に関する研究は後景化してしまい、従来の領主制論の枠組みで理解されてきた、領主本拠に関する批判的検討が不十分なままとなっている。地域社会論の成果を吸収しつつ、今後は領主本拠と地域社会の関係を見据えた分析が必須となる。

【付記】 石見国長野荘の現地調査では、益田市教育委員会や現地の皆様に大変お世話になった。記して御礼申し上げる。本稿は平成二七・二八年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラム研究課題「中世武士団と地域環境構造の現地調査を用いた復原的研究」の成果の一部である。

(神奈川県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント)

(二〇一七年一月二八日受付、二〇一八年八月三日審査終了)

In other words, this greatly affected the form of cohesion between rural feudal lords who had adopted the principle of shared use of forest resources and the order and norms of their families.

The writer has previously introduced as a viewpoint in analyzing the bases for rural feudal lords the vantage point of “the place of daily life” and presented the importance of the process in which society in its actual state (the “substance”) and the rule of the feudal lord and its social system (the “vener”) cross swords. The case in this report can be pronounced as a case in which activities of residents, interests emerging in the mountains of society in its actual state, truly affected the form of cohesion between feudal lords who had shared their rights to use mountains and plains, as well as their order and norms. It is also an excellent material which structurally indicates the mechanism of how disputes arose over mountains and plains between rural feudal lords. How did such changes in “the place of daily life” lead to the civil war between the Northern and Southern Dynasties, the unprecedented nation-wide civil war? Keeping such issues in mind, this report presents research of individual feudal lords of Nagano-no-sho in Iwami Province in the Sanin Region.

Key Words: Nagano-no-sho in Iwami Province, Mataga Clan, landscape restoration, subsistence environment, dispute over mountains and plains

The Mataga Clans of Nagano-no-sho in Iwami Province: The Landscape of their Bases, their Subsistence, and their Dispute

WATANABE Hiroki

Nagano-no-sho in Iwami Province covered a vast territory in the Sanin Region, and a variety of bases for rural feudal lords had been formed there as appropriate to each surrounding terrain—mountain, plain, river, or sea. Their actions can be traced from historical documents and regional resources. However, compared to research accumulated on Masuda-no-sho, which includes the Miyake Odoi Site, and the Masuda Clan, this is a field which had not been given full attention. A study of Nagano-no-sho must be an integral part of gaining a concrete image of regional society in medieval Sanin Region.

Accordingly, this report takes as a case the Mataga Clan, an offshoot of the Uchida Clan, a *gokenin* (vassal) who migrated west and established his base in Toyoda-go in Nagano-no-sho in Iwami Province. Through document and field investigations, this report furthers the study of the three topics of (1) reconstruction of lineage, (2) comparative identification of the location of the feudal lord base and restoration of the base's landscape and subsistence environment, and (3) the form of cohesion between the rural feudal lord families involved in the dispute over mountains and plains and the transformation of its order.

As a result, (1) the lineage of the Mataga Clan had split into the two lines of the Kamimataga Clan and the Shimomataga Clan during Kamakura Period, and as a result of the field investigation, (2) the residences of the feudal lords were comparatively identified, on a narrow strip of land at an end of a hilly area for the former, and on an eroded valley on a shore of a river for the latter. The subsistence environment for the latter was a superior one among the Mataga clans despite being an offshoot, including retaining their rights to use an extensive area of mountains and plains while participating in distribution using the river. (3) Toward the end of Kamakura Period, the heir apparent Uchida Clan and both Mataga clans were intermittently at odds in a three-sided dispute over mountains and plains. Behind this was the threat to survival, of fields being burnt and small villages being established by rural residents in Karikura, and the dispute over mountains and plains between the feudal lords rose to the surface over the rights which newly emerged. This three-sided dispute over mountains and plains resulted in abandoning the principle of shared use of the mountains and plains which had been conventionally maintained among the feudal lords and in dividing Karikura into separate possessions.
